

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 本県では、平成23（2011）年2月に消費者行政の総合計画となる「広島県消費者基本計画（以下「第1次基本計画」という。）」を策定し、関係機関等と連携して県民の安全・安心な暮らしを確保するため、様々な施策を推進してきました。
- この間、高齢化の進展により、高齢者からの消費生活相談は増え続け、深刻さを増しています。さらに、高度情報化、在留外国人の増加、フィンテック^{*1}やシェアリングエコノミー^{*2}等新たな商取引形態の拡大などに伴い、消費者トラブルが複雑・多様化しています。また、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴い、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることとなります。
- このように、消費者を取り巻く環境が変化する中、国においては、平成21（2009）年に消費者庁が創設され、生産者・事業者サイドから消費者・生活者サイドへ視点を転換し、消費者の目線から様々な施策が行われるとともに、一連の消費者法制が整備されてきました。

なかでも、平成24（2012）年に施行された「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）」では、消費者被害の防止と消費者の自立に重要な役割を果たす消費者教育によって、消費生活に関する知識の習得と、それを適切な行動に結びつける実践的な能力を育成することを目標に、国と地方公共団体に、消費者教育に関する施策を策定し、実施する責務が課せられました。

また、平成25（2013）年、「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」の改正施行による訪問購入の規制、平成28年（2016）年に悪質事業者への対応強化、過量販売規制等が導入されたほか、平成26（2014）年には、「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）」の改正による都道府県の権限強化、「消費者安全法」の改正では、消費生活相談等に関して都道府県の市町村に対する助言、協力等の実施、「消費生活相談員」の職の法的位置付けの明記など、都道府県の消費者行政を後押しするような法整備も着実に進展しています。

さらに、平成27（2015）年には、「食品衛生法」、「農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合して、食品に関する表示の適正を図ることを目的に、「食品表示法」が施行され、併せて、新たに「機能性表示食品制度」が始まりました。

直近では、平成28（2016）年、平成30（2018）年に、消費者契約の被害事例等を踏まえ、「消費者契約法」について、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の改正が行われました。

- これらの状況等を踏まえ、本県では、第2次基本計画が令和元（2019）年度末をもって終了することから、消費者行政を総合的かつ計画的に推進するために、「広島県消費者基本計画（第3次）」を策定することとしました。
- 本計画には、消費者教育推進法の施行に伴い、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための施策等を盛り込みます。

※1 フィンテック：金融の分野においてITの技術を駆使して提供されるサービス等の総称

※2 シェアリングエコノミー：モノ、金、サービス、情報等の交換や共有によって成り立つ経済の形態や仕組み

2 計画の位置付け

- 本計画策定の目的は、「広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（以下「条例」という。）」第3条、「消費者基本法」第4条、「消費者安全法」第4条第1項に基づき、県民の消費生活の安定及び安全の確保に関する施策を総合的に推進することにあります。
- また同時に、本計画は、「消費者教育推進法」第10条第1項に基づく県の「消費者教育推進計画」としても位置付けるものです。
- さらに、広島県政運営の指針「ひろしま未来チャレンジビジョン」における「『安心な暮らしづくり』への挑戦」との整合を図ります。

【関係法令等】

- 広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例第3条
県は、前条に規定する基本理念にのっとり、県民の消費生活の安定及び向上を促進するための施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。
- 消費者基本法第4条
地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。
- 消費者安全法第4条第1項
国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項
都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（都道府県消費者教育推進計画）を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
- なお、社会経済状況の変化等に対応し、必要に応じて本計画を見直すこととします。